

(別 表)

補助対象事業 ※1～3の取組を行うこと	補助対象者	補助基準額 及び補助率	補助対象経費
<p>1 これから在宅医療に参入・拡充に取り組む医療機関等の連携強化を図る取組</p> <p>2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組</p> <p>3 在宅医療についての普及啓発活動等</p> <p>※次のア及びイの視点に留意し、取り組むこと。 (ア 取組に係る運営体制の構築 イ 仕組づくり(取組))</p> <p>※1から3の取組については、現状に対する取組目標を設定し取り組むこと。</p>	<p>・郡市医師会</p>	<p>【補助基準額】</p> <p>新規グループ化 (設立時のみ) 1,000千円</p> <p>既存グループ化 (H29～<u>R2</u>設立) 継続時 300千円</p> <p>【補助率】 10/10</p>	<p>本事業の実施に必要な経費</p> <p>人件費、連携強化費、会議費、研修費、関連経費</p> <p>※なお、各費目の経費の内訳については、別紙のとおりとする。</p>

注) 1. 補助対象者は、新規6箇所程度、既存40箇所程度とし、多数の場合は選定を行う。

注) 2. 補助対象事業費については、1から3の取り組みを実施するための経費とする。ただし、新規グループ化については、1,000千円とし、既存グループ化継続時については、300千円を上限とする。

費 目	経費の内訳
人 件 費	○参入促進・連携（グループ化）協定を締結している医療機関において、補助対象事業に係る職員への手当（当該事業に係る人件費を按分） ・給与、報酬、賃金 等
連携強化費	○これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関同士の連携強化に資する取組に必要な経費 ・取組に係る運営体制の構築及び仕組づくり（取組）に要する経費（消耗品費、旅費、委託料、備品購入費（ <u>10</u> 万円以上） 等） ※委託料：専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した際の経費
会 議 費	○在宅医療における連携上の課題に対する対応策の検討等に係る経費 ・打ち合わせ会への出席者に対する謝金、旅費 等 ・打ち合わせ会資料作成に係るコピー代 等 ・開催通知等に係る郵便代 等
研 修 費	○地域住民、医療従事者等への在宅医療についての普及啓発活動等に係る経費 ・勉強会等の講師謝金、講師旅費 等 ・勉強会等の資料作成に係るコピー代 等 ・勉強会等の開催通知等に係る郵便代 等 ・会場使用料、機器類のレンタル料 等 ・広報周知用パンフレット等作成に係る印刷費 等
関連経費	○参入促進・連携（グループ化）の取り組みに係るその他関連経費

【対象にならない主な経費】

ア 診療報酬において算定されている経費

イ 事務室の賃借料、光熱水費等事業の実施に直接必要とされない施設、団体の経常的な管理運営経費

ウ 土地の測量、購入、建物の購入、新築、増築、改築、設備の購入等に要する経費

エ 飲食代などの食料費。なお、旅費、報償費、報酬費などの取組に係る経費については、郡市医師会等の規定に準じて取り扱うこと。

オ パソコン、タブレット等の汎用性の高い備品等の購入等に係る経費（ただし、在宅に赴いて診療する際に使用するものは除く。）

※汎用性の高い備品等を購入する場合、使用目的、管理方法等を明確し、その旨を計画書及び報告書に記載すること。

カ 預金等への積み立てに要する経費

キ その他本事業の目的に照らし適当でないと認める経費

(別 表)

補助対象事業 ※1～3の取組を行うこと	補助対象者	補助基準額 及び補助率	補助対象経費
<p>1 これから在宅医療に参入・拡充に取り組む医療機関等の連携強化を図る取組</p> <p>2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組</p> <p>3 在宅医療についての普及啓発活動等</p> <p>※次のア及びイの視点に留意し、取り組むこと。 { ア 取組に係る運営体制の構築 イ 仕組づくり(取組) }</p> <p>※1から3の取組については、現状に対する取組目標を設定し取り組むこと。</p>	<p>・郡市医師会</p>	<p>【補助基準額】</p> <p>新規グループ化 (設立時のみ) 1,000千円</p> <p>既存グループ化 (H29～H31設立) 継続時 300千円</p> <p>【補助率】 10/10</p>	<p>本事業の実施に必要な経費</p> <p>人件費，連携強化費，会議費，研修費，関連経費</p> <p>※なお，各費目の経費の内訳については，別紙のとおりとする。</p>

注) 1. 補助対象者は，新規 9 箇所程度，既存 30 箇所程度とし，多数の場合は選定を行う。

注) 2. 補助対象事業費については，1から3の取り組みを実施するための経費とする。ただし，新規グループ化については，1,000千円とし，既存グループ化継続時については，300千円を上限とする。

費 目	経費の内訳
人 件 費	○参入促進・連携（グループ化）協定を締結している医療機関において、補助対象事業に係る職員への手当（当該事業に係る人件費を按分） ・給与，報酬，賃金 等
連携強化費	○これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関同士の連携強化に資する取組に必要な経費 ・取組に係る運営体制の構築及び仕組づくり（取組）に要する経費（消耗品費，旅費，委託料，備品購入費（5万円以上） 等） ※委託料：専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した際の経費
会 議 費	○在宅医療における連携上の課題に対する対応策の検討等に係る経費 ・打ち合わせ会への出席者に対する謝金，旅費 等 ・打ち合わせ会資料作成に係るコピー代 等 ・開催通知等に係る郵便代 等
研 修 費	○地域住民，医療従事者等への在宅医療についての普及啓発活動等に係る経費 ・勉強会等の講師謝金，講師旅費 等 ・勉強会等の資料作成に係るコピー代 等 ・勉強会等の開催通知等に係る郵便代 等 ・会場使用料，機器類のレンタル料 等 ・広報周知用パンフレット等作成に係る印刷費 等
関連経費	○参入促進・連携（グループ化）の取り組みに係るその他関連経費

【対象にならない主な経費】

- ア 診療報酬において算定されている経費
- イ 事務室の賃借料，光熱水費等事業の実施に直接必要とされない施設，団体の経常的な管理運営経費
- ウ 土地の測量，購入，建物の購入，新築，増築，改築，設備の購入等に要する経費
- エ 飲食代などの食料費。なお，旅費，報償費，報酬費などの取組に係る経費については，郡市医師会等の規定に準じて取り扱うこと。
- オ パソコン，タブレット等の汎用性の高い備品等の購入等に係る経費（ただし，在宅に赴いて診療する際に使用するものは除く。）
- カ 預金等への積み立てに要する経費
- キ その他本事業の目的に照らし適当でないと認める経費